

市第26号議案

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（定年による退職）

第 6 条の 2 消防団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

2 消防団員の定年は、年齢70年とする。

3 任命権者は、定年に達した消防団長、副団長、分団長、消防団本部の部の部長及び副分団長（以下「消防団長等」という。）の職にある消防団員が第 1 項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該消防団員の退職がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該消防団員の退職によりその所属する消防団の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該消防団員に係る定年退職日における次条第 1 項の規定による消防

団長等の残任期間を超えない範囲内で期限を定め、当該消防団員を消防団長等の職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

4 任命権者は、前項の規定により消防団員を引き続いて勤務させる場合には、当該消防団員の同意を得なければならない。

5 任命権者は、第 3 項の期限が到来する前に同項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該消防団員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

第 7 条第 1 項中「消防団長、副団長、分団長及び副分団長」を「消防団長等」に、「4 年」を「、4 年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第 2 項中「消防団長、副団長、分団長及び副分団長」を「消防団長等」に、「あらたに任命せられた」を「新たに任命された」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 3 月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正後の横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 6 条の 2 第 2 項に規定する定年に達している消防団員は、施行日に退職する。

提 案 理 由

消防団員に定年による退職の制度を新設する等のため、横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正した

いので提案する。

参 考

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条
例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定年による退職）

第 6 条の 2 消防団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

- 2 消防団員の定年は、年齢 70 年とする。
- 3 任命権者は、定年に達した消防団長、副団長、分団長、消防団本部の部の部長及び副分団長（以下「消防団長等」という。）の職にある消防団員が第 1 項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該消防団員の退職がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該消防団員の退職によりその所属する消防団の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該消防団員に係る定年退職日における次条第 1 項の規定による消防団長等の残任期間を超えない範囲内で期限を定め、当該消防団員を消防団長等の職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により消防団員を引き続いて勤務させる場合には、当該消防団員の同意を得なければならない。
- 5 任命権者は、第 3 項の期限が到来する前に同項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該消防団員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

（任期）

- 第7条 消防団長等の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 消防団長等に欠員を生じ、新たに消防団長、副団長、分団長及び副分団長に任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。